

基本目標4 介護保険事業の円滑な実施
基本施策1 介護保険の運営

取 組 名	概 要
1 介護(予防)サービス (居宅サービス)	居宅サービスとは、利用者が在宅で受けるサービスです。自宅を訪問してもらう訪問系、日帰りで利用する通所系、短期宿泊する短期入所系、在宅での環境を整える福祉用具や住宅改修、在宅サービスの組み合わせをマネジメントする居宅介護支援があります。
2 施設サービス	施設サービスとは、施設に入所して利用するサービスです。常時介護が必要な人が利用する特別養護老人ホーム、リハビリテーションを受ける介護老人保健施設、医療処置が必要な人が利用する介護医療院及び介護療養型医療施設があります。
3 地域密着型サービス	地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域での生活を継続できるように提供されるサービスです。 このサービスは、保険者である市がサービス提供事業所の指定・指導監督の権限を有しており、サービスを利用できるのは、原則として、本市の市民に限られます。

基本施策2 介護給付・介護予防給付の適正化

取 組 名	概 要
1 要支援・要介護認定の適正化	認定調査要領の作成や認定調査に従事する認定調査委員を対象とする研修を実施するほか、調査結果の検証を行う等、適切な認定調査の実施に向けた取組を行います。 また、茨城県と連携して、介護認定審査会委員の認定審査に関する知識の習得・向上のための取組を実施し、介護認定審査会の公正性及び公平性の向上を図ります。
2 ケアプラン点検によるケアマネジメント等の適正化	介護支援専門員が作成した居宅介護(介護予防)サービス計画書(ケアプラン)について、事業所に対し資料提出を求める、または訪問調査を行い、介護支援専門員の資格を有する市職員が点検及び支援を行うことにより、個々の利用者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供の改善を図ります。
3 住宅改修等の点検	住宅改修及び福祉用具購入・貸与については、利用者の心身の状況や住宅の状況等を勘案し、利用者の日常生活の自立を助けるために、必要と認められる場合に限り支給されなければなりません。 市が利用者宅の訪問調査や利用者に対する実態調査等を行い、必要性や利用状況等について点検することにより、不適切または不要な住宅改修及び福祉用具購入・貸与を排除し、利用者の状態に応じた適切なサービスの提供を図ります。
4 医療情報との突合・縦覧点検	茨城県国民健康保険団体連合会の給付実績を基に、提供されたサービスの整合性の確認や介護保険と医療保険の重複請求の有無の確認を行っています。疑義のある事業所には、ヒアリングや文書の照会を行い、必要に応じて返還を求め、介護給付の適正化を図ります。
5 介護給付費通知	利用者本人またはその家族に対し、年2回、介護保険サービスの事業所名・介護保険サービスの保険請求状況及び利用者負担額等の介護給付についての通知を行っています。利用者自ら実際に事業所に支払われている費用を再確認し、適正なサービスの利用を促します。